

高齢者虐待防止法で虐待と定義されている行為

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

家族介護教室

高齢者を介護されている方や介護に関心をお持ちの方を対象に家族介護教室を開催しています。よりよい介護の方法について専門家を交えて学習したり介護者同士で日ごろの悩みや疑問について語り合いませんか。

10月10日(水) 11時～15時

場所/今津東コミュニティセンター
 内容/ 11時～情報交換会
 13時～勉強会
 認知症という病気
 ～まず知ることから始めましょう～
 講師/琵琶湖病院 松田桜子医師

10月26日(金) 11時～15時

場所/丸八百貨店 (朽木)
 内容/ 11時～情報交換会
 13時～勉強会
 認知症のケア
 ～徘徊などの様々な行動について～
 講師/認知症介護指導者 渡辺哲弘さん

※午前のみ、午後のみ参加でもかまいません。お弁当を注文される方は昼食代として千円が必要です。開催日の前日までにお申し込みください。

平成18年に法律が施行され5年が経過しましたが、高齢者虐待の現状は今なお深刻さは増大しているといっても過言ではない状況です。

高齢者虐待防止法

高齢者の方が、住み慣れた町で安心して自分らしい生活を送るために高齢者の権利を守る法律や制度があります。

高齢者の権利を守る法律や制度

「虐待」は人間としての尊厳を犯し、命にもかかわる深刻な権利侵害です。また、養護者や家族が介護による疲れやストレスを抱え、介護者の方々が支援を必要としている場合もあります。

成年後見制度

高齢者や障害者等を支援するための制度です。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分で、財産管理や契約行為、遺産分割協議などを自分ですることが困難な場合などがあります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができなく契約を結んだり、悪徳商法の被害にあうおそれもあり、このような方々を保護、支援するのが『成年後見制度』です。

相談窓口 高島市成年後見サポートセンター ☎(36) 8230

北部健康いきいき応援センター

今津町弘川 204-1
 ☎(22) 5101... 今津保健センター
 ☎(22) 0193... 地域包括支援センター

南部健康いきいき応援センター

安曇川町田中 89
 ☎(32) 4413... 安曇川保健センター
 ☎(32) 2520... 地域包括支援センター



どう捨てればいいのか? 刈草・剪定くず

燃やせるごみの収集日に、大量の刈草や剪定くずが集積所に残されていることがあります。高島市では、環境センターで刈草や剪定くずを処分できないため、刈草・剪定くずについては、燃やせるごみで出さないでください。大量にある場合は、必ず許可業者(注1)へ処分を依頼してください。また、業者へ草刈りや剪定を依頼される場合は、処分についても依頼するようにしてください。

※ただし、家庭で草刈りなどされた少量の物(市指定燃やせるごみ袋1袋程度)については収集をしています。

(注1) 一般廃棄物処分業許可業者(草木に限る)
 業者名 (有) クリエイト・マエダ
 処理施設所在地 高島市安曇川町下小川9 4 7
 ☎(32) 3303
 料金等詳細は直接許可業者にお尋ねください。

紙資源ごみ回収所整備事業補助金をご活用ください!



市では、紙資源ごみ回収所整備事業の補助金を創設しました。新聞やその他古紙(雑誌)等の回収所を新設または改修される場合、補助対象経費の2分の1以内で、1か所当たり5万円を限度に補助しています。補助の期間は、平成24年度からの2年間のみですので、設置をお考えの区・自治会または集合住宅等の団体の方は、ぜひこの機会にお考えください。

詳しくは、市環境政策課までお問い合わせ・ご相談ください。

紙資源の回収を促進できれば、燃やせるごみの減量とリサイクルの推進につながります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



★ごみ減量大作戦は、全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施するものです。